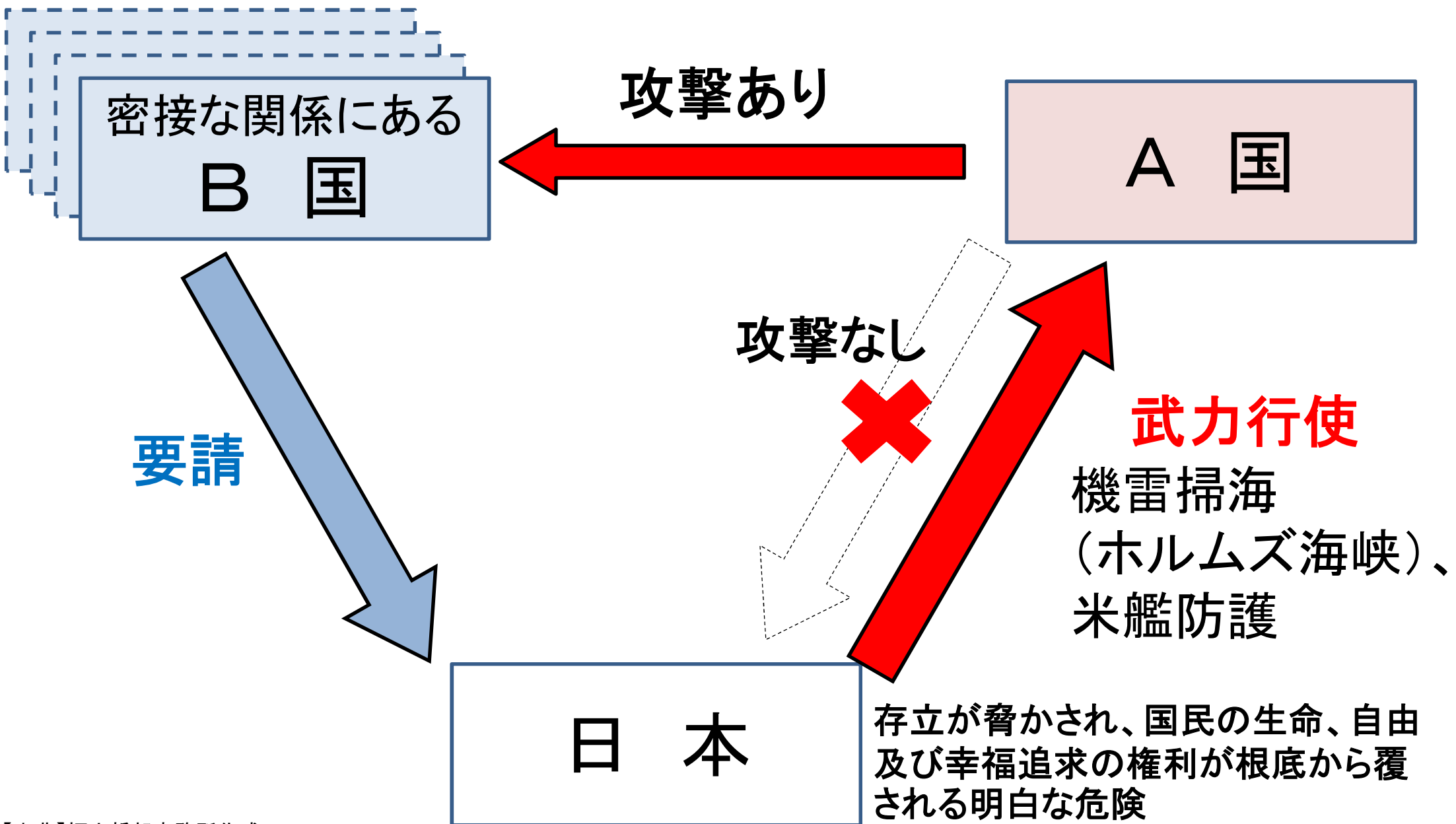


「限定的な集団的自衛権」



【出典】福山哲郎事務所作成

平成27年7月28日 参議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 民主党・新緑風会 福山哲郎

参議院決算委員会(昭和47年9月14日)

○吉國一郎 内閣法制局長官

少なくとも最高裁の砂川判決において自衛権が承認をされております。その自衛権を持っているというところまでは最高裁の判決において支持をされておりますが、(中略)国が、国土が侵略された場合には国土を守るため、国土、国民を防衛するために必要な措置をとることまでは認められるのだという説明のしかたをしております。その意味で、いわばインディビデュアル・セルフディフェンスの作用しか認められてないという説明のしかたでございます。仰せのとおり、憲法第九条に自衛権があるとも、あるいは集団的自衛権がないとも書いてございませんけれども、憲法第九条のよって来たるゆえんのところを考えまして、そういう説明をいたしますと、おのずからこの論理の帰結として、いわゆる集団的自衛の権利は行使できないということになるというのが私どもの考え方でございます。

【出典】昭和47年9月14日 参議院決算委員会議事録を基に福山哲郎事務所作成

衆議院平和安全法制特別委員会

(平成27年6月10日)

○横畠裕介 内閣法制局長官

昨年七月一日以前におきましての国会の答弁あるいは主意書における答弁書での記述等でございますけれども、**いずれも限定的な集団的自衛権という観念は持ち合わせていなかったわけでございます、全てフルスペックの集団的自衛権についてお答えしているもの**でございます。
(後略)

【出典】平成27年6月10日 衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会速記録を基に福山哲郎事務所作成

平成27年7月28日 参議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 民主党・新緑風会 福山哲郎

政府の憲法解釈変更に関する質問及び答弁書

(平成16年6月18日)

質問 二(二)

例えば我が国が攻撃されてはいないが、同盟国の軍隊が我が国領域外のこれに接着した水域で攻撃され、(中略)、同国を防衛しなければその直後には我が国への武力行使が確実と見込まれるようなとき、**すなわち個別的自衛権に接着しているものともいえる形態の集団的自衛権に限って、その行使を認めるというような場合を限局して集団的自衛権の行使を認めるという解釈をと**ることはできないか。このような解釈を含め、集団的自衛権に関する憲法解釈について政府として変更の余地は一切ないのか。

答弁 二について

(前略)・・・憲法の中に我が国として実力を行使することが許されるとする根拠を見いだし難く、**政府としては、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。**

【出典】衆議院議員島聡君提出政府の憲法解釈変更に関する質問主意書(平成16年5月28日提出)
及び答弁書(平成16年6月18日答弁第114号)を基に福山哲郎事務所作成

衆議院予算委員会(昭和61年3月5日)

○二見伸明 委員

(中略) 今後、必要最小限度の範囲内であれば集団的自衛権の行使も可能だというような、そうしたひっくり返した解釈は将来できるのかどうかですね。必要最小限度であろうとなかろうと集団的自衛権の行使は全くできないんだという明確なものなのか、必要最小限度の範囲内であれば集団的自衛権の行使も可能だという解釈も成り立ってしまうのかどうか、この点はどうでしょうか。

○茂串俊 内閣法制局長官

我が国の憲法第九条におきましては、個別的自衛権の行使は認められるものの、集団的自衛権の行使は許されないという解釈をとっておるわけでございまして、(中略)、必要最小限度の範囲を超えるような集団的自衛権というものはありませんということとございまして、その根拠につきましては、先ほどおる御説明申し上げたところでございます。

○二見 委員

集団的自衛権というのは、すべて必要最小限度の範囲を超えるものだということですか。必要最小限度内の集団的自衛権の行使というのはないということですか。どうなんですか。

○茂串 長官

我々は憲法九条の解釈としましては、九条というものは、自国の平和と安全とを維持してその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていないというふうに解しておるわけでございますが、それは無制限に許されるわけではなくて、(中略)必要最小限度の範囲にとどまるべきである、そういう筋道を申し述べたわけでございます。したがって、その論理的な帰結といたしまして、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止するということを内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されないということを従来から明確に述べているわけでございます。